

第28期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

<事業報告>

- 業務の適正を確保するための体制及び
当該体制の運用の状況

<計算書類>

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

株式会社Jストリーム

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用の状況

I 内部統制システム等の基本方針

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備」について、次のとおり基本方針を定めております。

1. 当社及び当社子会社からなる当社グループの取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び当社子会社からなる当社グループ（以下、当社グループという。）の取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、取締役会は「Jストリーム行動規範」を、各子会社の取締役会はこれに準じた行動規範を制定し、当社グループ各社の取締役社長が、継続的にこの精神を自社の従業員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
- (2) コンプライアンスの徹底を図るため、取締役社長を総括責任者とし、各部門責任者及び各子会社の取締役社長を推進委員とする「コンプライアンス推進体制」を設置し、コンプライアンスの取り組みを当社グループ全社横断的に統括する。
- (3) 管理担当部門内に設置のコンプライアンス事務局は、コンプライアンスプログラムの管理及びコンプライアンスに関する当社グループ全社の教育・研修等を実施する。
- (4) 内部監査担当部門は、コンプライアンス事務局と連携のうえ、コンプライアンスの推進状況を監査し、その結果を適宜取締役会及び監査役会並びに各子会社の取締役社長に報告する。
- (5) 反社会的勢力に対しては、当社グループ組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。
- (6) 当社グループの財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を推進し、財務報告の信頼性を確保する。

2. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社グループの取締役（非業務執行取締役は除く。以下も同様とする。）の職務執行に係る情報は、当社グループ各社において文書化（電磁的記録も含む。）のうえ、経営判断等に使用した関連資料とともに保存する。各社において文書管理に関する主管部門を設置し、管理対象文書とその保管部署・保存期間及び管理方法等を文書管理規程等関係規程に定める。
- (2) 当社グループの取締役の職務執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、グループ各社において適時閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業活動に伴うコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部門及び各子会社において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、適切な管理体制を整備する。また、当社グループの組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応は管理担当部門と情報セキュリティ担当部門が連携して行い、各部門及び各子会社の業務に付随するリスク管理は各担当部門及び各子会社が行う。
- (2) 万一、当社グループに重大なリスクが発生した場合は、速やかに取締役社長又は担当取締役を本部長とする対策本部を設置し、損失の極小化に努めるとともに再発防止に向けた施策を実施する。これらの経過及び結果並びに今後の施策については、取締役会及び監査役会並びに該当子会社の取締役会に報告されるものとする。
- (3) 取締役会に付議される業務実施計画（子会社の重要な実施計画も含む。）については、原則として審議要件に予測されるリスクを記載し、取締役会がこのリスクを評価する。子会社の取締役会においても同様とする。
- (4) 原則毎週開催される取締役・執行役員を構成員とする業務執行会議において、各部門より子会社を含む職務執行上予測されるリスクを報告させ、リスク情報を共有のうえ、適宜その対応を図る。各子会社においてもこれに準じた定例会議を開催し、同様の対応を図る。

- (5) 定期的に開催される関係取締役が出席する内部統制に関する報告会において、内部監査担当部門より当社グループ各社のリスク管理体制の監査の内容について報告を受け、必要に応じて対応を実施する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、当社グループの全社的な経営目標を定め、この浸透を図るとともに、この目的に基づく中期経営計画を策定する。
- (2) 取締役会は、当社グループの中期経営計画に基づき、毎期、部門毎の業績目標と予算を設定し、各部門を担当する取締役及び各子会社の取締役社長は、担当部門及び当該子会社が実施すべき具体的な施策及び効率的な職務遂行体制を決定し、実行する。
- (3) 取締役会の決議により、取締役の職務執行を補佐する執行役員を選任し、執行役員は、取締役の指示の下、担当職務（子会社職務も含む。）を執行し、機動的かつ効率的な職務執行を図る。
- (4) 取締役会は、原則月1回以上開催し、法令・定款及び取締役会規程に定める重要事項を決定するとともに、担当取締役及び執行役員に子会社を含む月次の業績、予算乖離分析、リスク情報等を報告させ、これらの職務遂行上必要な対応を図る。各子会社の取締役会においても同様とする。
- (5) 取締役及び執行役員を構成員とする業務執行会議を原則毎週開催し、取締役会が決定した職務執行の実行策（子会社の重要施策も含む。）を決定するとともに、各部門及び各子会社の業務報告を共有し、職務執行の効率化を図る。各子会社においてもこれに準じた定例会議を開催し、職務執行の効率化を図る。
- (6) 当社グループ各社は取締役会規程、組織規程等及び当社の関係会社管理規程等に基づく意思決定ルールにより、職務執行に必要な職務分担及び権限と責任を明確にし、各子会社の取締役は、これに基づく職務執行の重要事項、会社に重大な影響を及ぼす事項等について適宜当社担当取締役に報告する。
- (7) 内部監査担当部門は、当社グループの事業活動の効率性及び有効性を監査する。

5. 当社グループ及び当社親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の「コンプライアンス推進体制」は、当社グループ全体を対象に推進する。
- (2) 子会社経営管理については関係会社管理規程に基づき、子会社の独自性を尊重しつつ、前各項により管理業務の統一又は補助、情報管理・リスク管理の統一化又は、共有化により経営の効率化を図る。
- (3) 各子会社の経営計画・予算は、当社の中期経営計画・予算に組み込まれ、その職務執行状況については、取締役会及び業務執行会議において、当該子会社を担当する取締役又は執行役員より報告され、グループ全体の職務執行の効率化、適正化を図る。
- (4) 内部監査担当部門が、子会社に関する内部監査を実施し、その結果を当該子会社の取締役社長及び当該子会社担当の取締役又は執行役員に報告する。
- (5) 連結財務諸表の適正を確保するため、当社グループ全体の信頼性を確保するためのシステム及び定期的にモニタリングする体制（財務報告に係る内部統制）を構築し、運用する。
- (6) 当社の親会社であるトランス・コスモス株式会社とは、同社の「コンプライアンス行動憲章」及び相互の自主性・独立性を尊重するとともに、同社との取引については、法令等に従い適切に行うことを基本方針とする。

6. 監査役の職務を補助すべき従業員及びその従業員の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 内部監査担当部門に監査役事務局機能を置き、監査役の職務を補助する従業員を配置するものとし、その従業員は当該職務に関し、監査役の指揮命令下に置く。
- (2) 監査役が必要と認めた場合は、監査役事務局機能を改編する。
- (3) 監査役の職務を補助する従業員の独立性を確保するため、その従業員の任命・異動・人事評価等については、事前に監査役に説明し、同意を得て決定する。

7. 当社グループの取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役及び従業員は、法令に定められた事項のほか、当社グループについて重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス推進状況及びその他監査役の職務遂行上必要なものとして求められた事項について、速やかに監査役又は監査役会に報告する。
- (2) 内部監査担当部門及びコンプライアンス事務局は、監査役に対して適宜担当職務（子会社関連職務も含む。）の執行状況を報告する。
- (3) 前各号又は当社グループ内部通報制度により、監査役等へ報告を行った当社グループの取締役及び従業員に対して、当該報告を理由とした不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び従業員に周知徹底する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役及び従業員は、監査役の求めに応じ、監査の職務遂行上必要なヒアリングの実施に協力する。
- (2) 当社グループの取締役は、監査役の求めに応じ、監査役又は監査役会と随時に意見交換を実施し、相互の意思疎通を図るとともに、監査役監査が実効的に行われる体制を構築する。
- (3) 監査役の職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合には、弁護士、公認会計士等外部専門家との連携を図れる環境を整備する。
- (4) 監査役が前号の費用その他その職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに、当該費用又は債務を処理する。また、監査役の職務に必要な費用を負担するため一定額の予算を設ける。

Ⅱ 内部統制システムの運用状況の概要

当社は上記の基本方針に基づいて内部統制システムの整備・改善とその適切な運用に努めています。その運用状況の概要は次のとおりです。

1. コンプライアンスに関する取り組み【基本方針1】

当社は、コンプライアンスの徹底を図るため、取締役社長を総括責任者とする「コンプライアンス推進体制」の下、管理担当部門内に設置されているコンプライアンス事務局が、コンプライアンスプログラムの管理及びコンプライアンスに関する全社教育・研修等を行うと共に内部監査担当部門と連携し、コンプライアンスの推進状況の監査を受け、その結果は取締役会及び監査役会等に報告されております。

また「Jストリーム行動規範」を定め、社員に定期的に周知され、事業活動に関連する法令の新設・変更は業務執行会議等を通じて適時報告されております。コンプライアンス事務局が実施している社員へのコンプライアンス研修は、グループ子会社にも広げて実施し、グループ全社のコンプライアンス推進に努めております。

今期はさらに「能力に応じた活躍の場を提供する」ことに注力し、当社の強みの強化、弱みの認識と改善を推進し、良い人材の確保・定着及びモチベーション向上を図り組織力及び統制の強化を図っております。

当社の親会社であるトランス・コスモス株式会社とは同社の「コンプライアンス行動憲章」及び相互の自主性・独立性を尊重すると共に、同社との取引については、法令等に従い適切に行われております。

2. 情報管理体制の取り組み【基本方針2】

当社は、取締役の職務執行に係る情報(取締役会議事録、業務執行会議議事録、稟議書など)は遅滞なく文書化し、関連規程等に基づき保存管理を行っております。

また、取締役・監査役・内部監査部門は、必要に応じて上記資料が閲覧可能な状態を適宜確認しております。

3. リスクマネジメントに関する取り組み【基本方針3】

事業活動に伴う、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部門において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、当社グループ組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応は管理担当部門が、各部門及び各子会社の業務に付随するリスク管理は各担当部門及び子会社が行い、適切な管理体制を整備しております。

また、取締役会に付議される業務実施計画については、原則として審議要件に予測されるリスクを記載し、取締役会がこのリスクを評価しております。

万一、重大なリスクが発生した場合は、速やかに取締役社長または取締役を本部長とする対策本部を設置し、損失の極小化に努めると共に、根本原因を分析し再発防止に向けた施策を検討・実施し解決策を講ずるようにはいたしております。これらの経過及び結果は、取締役会及び監査役会に報告される体制を整えております。

さらに各部門より業務執行上予測されるリスクを原則毎週開催される業務執行取締役・常勤監査役及び執行役員を構成員とする業務執行会議において分析し対処及び解決策について報告し、その内容は定期的に開催される内部統制に関する報告会において、内部監査担当部門よりリスク管理体制の監査の内容及び状況について報告される体制を整えております。

4. 取締役の業務執行の効率化に関する取り組み【基本方針4・5】

取締役会は、当社グループの経営目標を定め、中期経営計画及びこれに基づく年度事業計画を策定し、具体的な施策及び効率的な業務執行体制を構築し実行しております。

また業務執行会議において、取締役会決議事項の業務執行・管理・進捗を各部門に指示・共有し、業務執行の効率化を図っております。子会社については、関係会社管理規程に基づき子会社の管理体制の統一化・共有化を実施し、グループ全体の業務執行の効率化と適正化を図っております。

5. 監査役の監査の実効性の確保に関する取り組み【基本方針6～8】

当社グループの取締役・従業員は、監査役に対し、業務執行の重要事項や監査上有用な事項については、監査役に適時・適切に報告を行い、また、監査役の求めに応じ、監査上必要な業務ヒアリングに適宜協力し、さらに当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項等発生した場合は、速やかに監査役に報告ができる体制を整え協議を行うなど、取締役・監査役相互の意思疎通を図っております。

また、監査役事務局機能をもつ内部監査担当部門は、内部監査関連規程に基づき当社グループ全体の監査等を行っており、内部監査担当部門及びコンプライアンス事務局は定期的に監査役に職務状況の報告を行っております。

さらに取締役は、監査役が職務遂行にあたり必要と認めた場合には、弁護士、公認会計士等外部専門家と連携が図れる環境の整備を行っております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,182,379	3,899,515	4,633,386	△306,115	10,409,166
当期変動額					
剰余金の配当			△397,861		△397,861
親会社株主に帰属する 当期純利益			550,856		550,856
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	152,995	－	152,995
当期末残高	2,182,379	3,899,515	4,786,382	△306,115	10,562,162

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,021	1,021	461,066	10,871,254
当期変動額				
剰余金の配当			△30,009	△427,871
親会社株主に帰属する 当期純利益				550,856
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	510	510	63,392	63,902
当期変動額合計	510	510	33,382	186,888
当期末残高	1,531	1,531	494,449	11,058,142

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 6 社
- ・連結子会社の名称 クロスコ株式会社
株式会社ＣＯ３
株式会社Ｊクリエイティブ ワークス
株式会社イノコス
株式会社ビッグエムズワイ
株式会社VideoStep
- ・非連結子会社 非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品及び製品 主として個別法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・仕掛品 個別法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 定率法
(リース資産を除く) ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
建物 6～18年
器具備品 4～20年
- ロ. 無形固定資産 定額法
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社の一部において、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、動画の企画・制作・運用やWebサイト制作、システム開発、動画広告による収益化支援まで総合的なサービスとソリューションを提供しており、これらを複数組み合わせたサービスまたは各単独のサービスを履行義務として識別しております。

これらのサービスについてはサービスの引渡時点において顧客が当該サービスに対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、サービスの提供完了時点で収益を認識しており、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。ただし、月額利用契約に基づいて提供するサービス等については、時の経過に応じて顧客が当該サービスに対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客との契約期間に従い一定期間にわたって収益を認識しております。

動画配信プラットフォームのカスタマイズや初期設定及び導入サポート等に係る収益については、それ自体単独で顧客が便益を得られないことから、付随するサービス提供期間にわたり収益として認識しております。

なお、広告サービス及び単独販売の代販サービス等は、原則として代理人の性質が強いと判断されるため、提供するサービスと交換に受け取る額から当該サービスにあたり支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年～6年の定額法によっております。

2. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

プラットフォーム	6,461,442
プラットフォーム以外	5,338,869
外部顧客への売上高	11,800,312

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,162,273
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,102,992
契約負債（期首残高）	322,996
契約負債（期末残高）	645,281

契約負債は、主に動画配信プラットフォームサービスにかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は285,738千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が322,285千円増加した主な理由は動画配信プラットフォームサービスの残高等の増加であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格
(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	3,429,724
1年超	502,972
合計	3,932,696

3. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

企業結合により取得したのれんの測定

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 364,704千円
内、株式会社VideoStepののれん 344,218千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合により取得したのれんは、企業結合日における投資額と被取得企業の識別可能資産及び識別可能負債との差額として測定しております。また、企業結合により取得したのれんは、事業の予測可能期間及び投資の回収期間等を考慮して見積もったその効果の及ぶ期間である5～6年間で償却しております。当連結会計年度の連結貸借対照表ののれんの金額には、顧客企業に動画マニュアルの作成を支援するサービスに進出するために2023年7月に全株式を取得して連結子会社化した株式会社VideoStepののれんが含まれております。

のれんは、被取得企業の固定資産と合わせた、より大きな資産グループで減損の検討を行ってお

ります。減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。

減損の兆候に該当するかどうかについて、資産グループの営業活動から生ずる損益が継続的にマイナスになっているかどうか及び事業に関連する経営環境が著しく悪化したか又は悪化する見込みであるかどうか等により判断しております。ただし、事業の立上げ時など予め合理的な事業計画が策定されており、当該計画において当初より営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなることが予定され、かつ、実際のマイナスの額が当該計画において予定されていたマイナスの額よりも著しく下方に乖離していない場合には、減損の兆候には該当しないこととしております。

当連結会計年度において、のれんを含む資産グループに減損の兆候はありません。株式会社VideoStepののれんについては、企業の動画マニュアルの作成への需要が高まる中、株式会社VideoStepが今後そのサービスによる売上の成長に伴い、営業損益を改善し、拡大することを株式取得時に計画しております。当連結会計年度において、株式会社VideoStepは、現在の事業の状況を反映し、今後の事業計画の見直しを行いました。が、当期の業績及び見直しを行った将来の事業計画は株式取得時に策定した事業計画より著しく下方に乖離しておらず、減損の兆候はないと判断しております。

のれんの評価における重要な見積りは、連結子会社の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローであり、売上高及び営業利益の将来予測に基づいております。当該見積りは、決算時点で入手可能な情報に基づき合理的に判断し算定しておりますが、将来の不確実な経済状況の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なる場合、減損損失を認識する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,075,035千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

	当連結会計年度 期 首 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度 末 株 式 数
普 通 株 式	28,057,400株	－株	－株	28,057,400株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	397,861千円	16円00銭	2024年3月31日	2024年6月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決議予定	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	348,128千円	14円00銭	2025年3月31日	2025年6月27日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的な預金等に限定しており、余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、投機的な取引を行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

当該リスクに関しては、当社の売掛債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに主な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

連結子会社についても、当社の売掛債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。これらは投資先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に投資先企業の財務状況等を把握し、適正に評価の見直しを行うとともに投資価値の回収に努めております。

営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「預け金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、重要性が乏しいものについても注記を省略しております。

② 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	2,850
合 計	2,850

- (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する情報
- ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。
 - ② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	424円82銭
1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益	22円15銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本計合
		その剰余金	資本剰余金計合	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計合		
当期首残高	2,182,379	3,899,515	3,899,515	121,750	3,747,006	3,868,756	△306,115	9,644,535
当期変動額								
剰余金の配当				39,786	△437,647	△397,861		△397,861
当期純利益					421,233	421,233		421,233
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	39,786	△16,413	23,372	－	23,372
当期末残高	2,182,379	3,899,515	3,899,515	161,536	3,730,592	3,892,128	△306,115	9,667,908

	評価・換算差額等				純資産合計
	そ の 評 価 差 額	他 有 価 証 券 金	評 価 差 額	・ 換 算 計	
当期首残高		1,021		1,021	9,645,557
当期変動額					
剰余金の配当					△397,861
当期純利益					421,233
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		265		265	265
当期変動額合計		265		265	23,637
当期末残高		1,286		1,286	9,669,195

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・ 仕掛品 個別法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法
(リース資産を除く) ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
建物 6～18年
器具備品 4～20年
- ② 無形固定資産 定額法
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、動画の企画・制作・運用やWebサイト制作、システム開発、動画広告による収益化支援まで総合的なサービスとソリューションを提供しており、これらを複数組み合わせたサービスまたは各単独のサービスを履行義務として識別しております。

これらのサービスについてはサービスの引渡時点において顧客が当該サービスに対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、サービスの提供完了時点で収益を認識しており、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。ただし、月額利用契約に基づいて提供するサービス等については、時の経過に応じて顧客が当該サービスに対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客との契約期間に従い一定期間にわたって収益を認識しております。

動画配信プラットフォームのカスタマイズや初期設定及び導入サポート等に係る収益については、それ自体単独で顧客が便益を得られないことから、付随するサービス提供期間にわたり収益として認識しております。

なお、広告サービス及び単独販売の代販サービス等は、原則として代理人の性質が強いと判断されるため、提供するサービスと交換に受け取る額から当該サービスにあたり支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

2. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎の情報は、連結計算書類の「注記事項(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

市場価格のない関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

クロスコ株式会社	494,134千円
株式会社CO3	50,000千円
株式会社Jクリエイティブワークス	64,371千円
株式会社イノコス	59,074千円
株式会社ビッグエムズワイ	548,808千円
株式会社VideoStep	528,980千円
合 計	1,745,369千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式については、当該関係会社株式の発行会社の財政状態の悪化により株式の実質価額が50%程度以上低下した場合に、実質価額が著しく低下したと判断し、おおむね5年以内の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、期末において相当の減損処理を行うこととしております。実質価額は、1株当たり純資産額に所有株式数を乗じた金額を基礎として算定しておりますが、会社の超過収益力等を反映して1株当たり純資産額に比べて高い価額で株式を取得した場合には、超過収益力等を含めた金額を実質価額としております。買収後において業績が買収時に想定した計画を下回り、超過収益力等が毀損したことにより関係会社株式の実質価額が取得価額の50%程度以上低下した場合、おおむね5年以内の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、帳簿価額の減額を行うこととしております。当事業年度において実質価額が著しく低下した関係会社株式はなく、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、翌年度において財政状態の悪化により実質価額が著しく下落し回復可能性が認められない場合には、相当の減損処理を実施する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記	
(1) 有形固定資産の減価償却累計額	824,356千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	105,296千円
短期金銭債務	141,755千円

6. 損益計算書に関する注記	
関係会社との取引高	
売上高	48,893千円
営業費用	1,299,964千円
営業取引以外の取引高	121,577千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

 自己株式の数に関する事項

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
普 通 株 式	3,191,062株	－株	－株	3,191,062株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入額	3,456
賞与引当金損金不算入額	1,985
未払事業税	16,031
未払事業所税	2,038
投資有価証券評価損	67,002
資産除去債務	14,458
その他	331
繰延税金資産小計	105,303
繰延税金資産合計	105,303

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△7,962
その他有価証券評価差額金	△592
繰延税金負債合計	△8,554
繰延税金資産 純額	96,749

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以降に開始する事業年度から防衛特別法人税が課されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2026年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の30.62%から31.52%になります。

この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
親 会 社	トランス・コスモス株式会社	被所有 直接 50.35	当社サービスの提供、 役員の兼任	資金の預け入れ に対する債権被 保証（注1）	3,000,000	—	—
				資金の預け入れ に対する保証料 の支払い （注2）	2,900	—	—
主要株主	K D D I 株 式 会 社	被所有 直接 12.25	当社サービスの提供	当社サービス利用料（注2）	361,329	契約負債	227,956

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針

（注1）当社は、兄弟会社に対する資金の預け入れに関して、親会社より債権保証を受けております。

（注2）一般取引先の取引条件を勘案して決定しております。

(2) 子会社

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子会社	株 式 会 社 C O 3	直 接 55.6	当社サービスの提供、外注先	管理業務の受託(注1)	35,288	未収入金	3,163
子会社	株 式 会 社 ビッグエム ワ イ	直 接 100.0	当社サービスの提供、外注先	資金の貸付 資金の回収 利 息 の 受 取 (注2) 解約違約金 (注3)	— 80,000 735 2,145	短期貸付金 長期貸付金 — —	60,000 — — —
子会社	株 式 会 社 イ ノ コ ス	直 接 90.0	当社サービスの提供、外注先	システム保守 (注1)	9,994 —	前払費用 長期前払 費用	71,478 180,181

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 一般取引先の取引条件を勘案して決定しております。

(注2) 資金の貸付の利息は、市場金利を勘案した利率を適用しております。

(注3) 取引の解除に伴う違約金であります。

(3) 兄弟会社

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割 合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 残 (千円)	末 高
親会社の子会社	ティーシーアイ・ビジネスサービス株式会社	—	余資運用	資金の預け入れ	200,000	預 け 金	3,000,000	
				利息の受取(注)	19,431	—	—	

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 資金の貸付の利息は、市場金利を勘案した利率を適用しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

388円85銭

1株当たり当期純利益

16円94銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。